

なぜ生物多様性なのか

なぜ、自然や野生ではないのか

手付かずの自然はあるのか

人の手が入っても
柔軟に作られる生物ネットワーク

生命40億年の進化

生物多様性の歴史

生物多様性とは？ ～3つの多様性～

●生態系の多様性

干潟 湿原
森林 河川
サンゴ など



●種(種間)の多様性



もちろん植物も
そして微生物も

●種内(遺伝)の多様性

(例)ゲンジボタルの発光周期
中部山岳地帯より
→西側では、発光の周期は2秒
→東側では、発光の周期は4秒

(例)メガネトリバネアゲハ
インドネシアと
ソロモン諸島では
翅(はね)の色が異なる

それぞれの地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがいること そして、それぞれが繋がっている

生物多様性のめぐみ

すべての生命の存立の基盤

- ・植物の光合成
→CO₂の吸収・・・温暖化の防止
→酸素供給
- ・植物からの蒸散
→気候の安定
→水の循環



有用性の源泉

- ・食料や木材
マグロやウナギ
- ・遺伝資源
バイテクー医薬品等への応用
野生種の遺伝的特性ー品種改良
- ・バイオミミクリー
・技術開発のヒント



豊かな文化の根源

- ・料理／食材、酒
明石のタコ、
いかなごぎ煮、
鮎ずし、モロコ、
日本酒(米と水とこうじ)
- ・祭り・民謡



名古屋の赤味噌文化

安全・安心の基礎

- ・自然の地形ー災害の防止
- ・豊かな森ー安全な飲み水



暮らしに身近な生物多様性

生物多様性はなぜ大切か

- 生物多様性から多くのめぐみを得ていること
- 生物多様性は複雑なバランスのもとに成り立ち、**未解明な部分**も多いこと
- 人間も生物多様性を構成する生物種のひとつ
- 「絶滅」とは「バランスを崩すこと」
- しかし、どの部分のバランスが崩れるかわからない
- 知らぬ間に人間の生存基盤が崩れゆく可能性

・「特定の希少種や原生自然の保護」から、より広い「生物多様性の保全」へ
・将来世代にわたる「持続可能な利用」の確保

生物多様性条約

■ 経緯

- 1992・5 採択（5月22日 → 国際生物多様性の日）
- 1992・6 国連環境開発会議（リオ・地球サミット）で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数 **193**ヶ国 [ECを含む、米は未締結]

生物多様性条約の規定

一般的措置 生物多様性国家戦略の策定
重要な地域・種の特定とモニタリング

保全のための措置

- ・ 生息域内保全: 保護地域の指定・管理、生息地の回復等
- ・ 生息域外保全: 飼育栽培下での保存、繁殖、野生への復帰等
- ・ 環境影響評価の実施

持続可能な利用のための措置

- ・ 持続可能な利用の政策への組み込み
- ・ 利用に関する伝統的・文化的慣行の保護奨励

技術移転、遺伝資源利用の利益配分

- ・ 遺伝資源保有国に主権
- ・ 遺伝資源利用による利益を提供国と利用国が公正かつ衡平に配分
- ・ 途上国への技術移転を公正で最も有利な条件で実施

共通措置

奨励措置／研究と訓練／公衆のための教育と啓発
／情報交換／技術上科学上の協力

バイオテクノロジーの安全性

- ・ バイオテクノロジーによる操作生物の利用、放出のリスクを規制する手段を確立

資金メカニズム